

## 高齢者医療の負担のあり方に関する当面の対応について

平成20年7月17日  
与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム

新たな高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして設けられたものであり、その円滑な運営を図るため、本年6月10日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」をとりまとめ、6月12日に政府・与党として決定したところである。

その各項目については、政府において着実に実施し、その定着を図る必要がある。また、「さらに検討すべき課題」として整理した項目についても、引き続き、本プロジェクトチームにおいて検討していくこととするが、このうち、70歳から74歳の医療費自己負担増（1割→2割）及び被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策については、平成21年度も実施が必要であるとの認識で一致した。

その具体的内容については、今後の状況を踏まえながら結論を得るものとし、その平成21年度分の予算措置については、補正予算での対応を含め、予算編成過程において検討し、国の責任において適切に対処する。

また、6月12日の政府・与党決定に盛り込まれた保険料の軽減対策等に係る平成21年度分の予算措置についても、同じく、適切に対処する。

「安心実現のための総合対策」(抜粋)  
(平成20年8月29日経済対策政府・与党会議決定)

2. (1) 医療の安心確保

◇ 国民の医療に対する不安の解消を図るため、高齢者医療の円滑な運営についてきめ細かな措置を講じるとともに、地域医療の確保、医師不足や勤務医への対応等医療体制の確保に向けた取組を強化する。また、新型インフルエンザの発生が予断を許さない状況にあることから、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの備蓄等を早急に行う。

また、平成23年度中を目途に実現することとされている社会保障カード(仮称)について、実現に向けた環境整備を行う。

<具体的施策>

○高齢者医療の円滑な運営のための対策の充実

- ・市町村による小学校区ごとのきめ細かな相談や説明会の実施
- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減
- ・70歳～74歳の医療費自己負担見直し(2割に引上げ)の凍結の継続
- ・長寿医療制度被保険者(被扶養者であった方)の保険料負担軽減(9割軽減)の継続

新たな高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして設けられたものであり、6月10日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」をとりまとめ、6月12日に政府・与党として決定し、政府において順次実施に移されているところである。

このうち、政府・与党決定において「さらに検討すべき課題」として整理した項目について、現在の高齢者の置かれている状況に配慮し、以下の措置を講じるものとする。

なお、政府においては、地方自治体関係者とも十分連携しながら、今回の措置を含む負担の軽減策と合わせ制度の趣旨・必要性について、市町村において地域ごとの説明会を実施するなど、引き続き懇切丁寧の説明し、ご理解をいただく努力をするよう求める。

#### 1. 70歳から74歳の医療費自己負担増(1割→2割)及び被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策について

(1) これらの措置については、7月17日に本プロジェクトチームにおいて、平成21年度も実施が必要であったことを踏まえ、8月29日に政府・与党によって決定された「安心実現のための緊急総合対策」に盛り込まれたところである。具体的には、これらの措置をいずれも平成21年4月から平成22年3月までの1年間、継続することとする。

なお、平成22年度以降の取扱いについては、本プロジェクトチームにおいて引き続き検討する。

(2) 上記の措置に係る予算については、平成20年度において保険料の誤徴収が生じたこと等に鑑み、予算措置を早期に明確にして準備期間を確保する観点から、「安心実現のための緊急総合対策」の内容を踏まえ現在編成作業が進められている補正予算に適切に計上する。

#### 2. 長寿医療制度の施行による加入関係の変化に伴う問題について

(1) 月の途中で75歳となり長寿医療制度に移行する場合、移行前後の医療保険制度においてそれぞれ自己負担限度額を支払い、限度額が2倍になるという問題が生じる。これについては、従前と同様の限度額となるよう、75歳に到達した月において、移行前後の医療保険制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の2分の1に設定することとし、平成21年1月から実施する。

なお、平成20年4月以降についても、この方針に沿って同様の取扱いとすることとし、具体的な事務手続等をさらに詰める。

(2) 長寿医療制度の創設に伴い、一部の方については、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず新たに現役並み所得者と判定され、自己負担割合が1割から3割となるという問題がある。これについては、従前と同様1割負担のままとすることとし、平成21年1月から実施する。

# 70～74歳の患者負担の見直しの凍結について

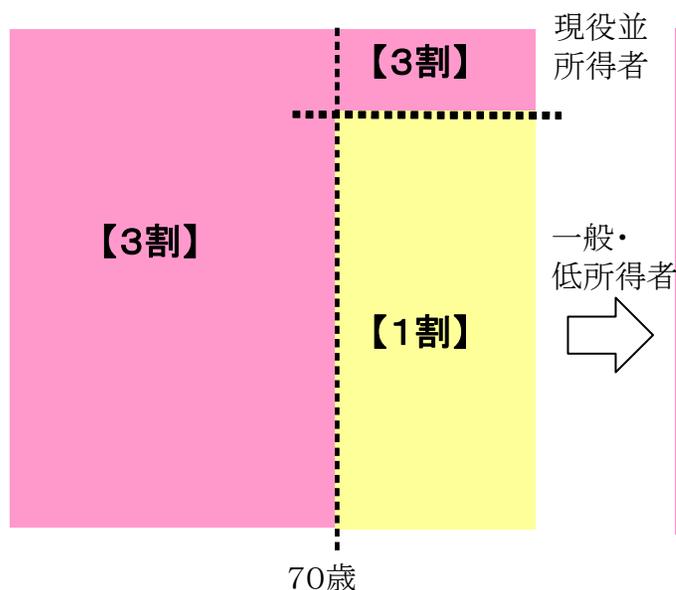
○ 70～74歳の方(注)の窓口負担について、医療制度改革により、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを、平成20年4月から平成21年3月までの一年間、1割に据え置いているところ。

(注)既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除く。

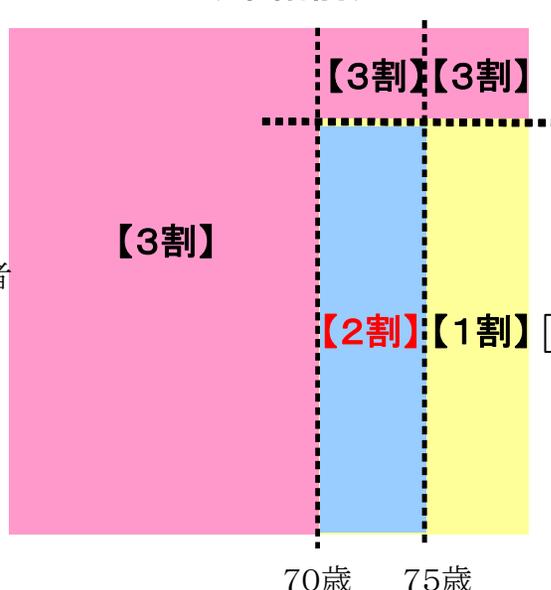
○ 平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様の凍結措置を継続する。

(注)平成18年の医療制度改革における、国保の財政基盤強化措置については、平成21年度までの時限措置とされていることから、平成22年度は、国民健康保険制度の見直しが必要。

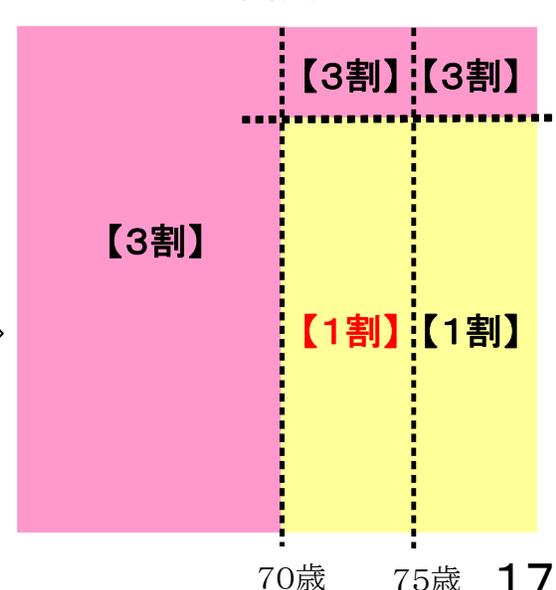
【～平成20年3月】



【平成20年4月～】  
(凍結前)

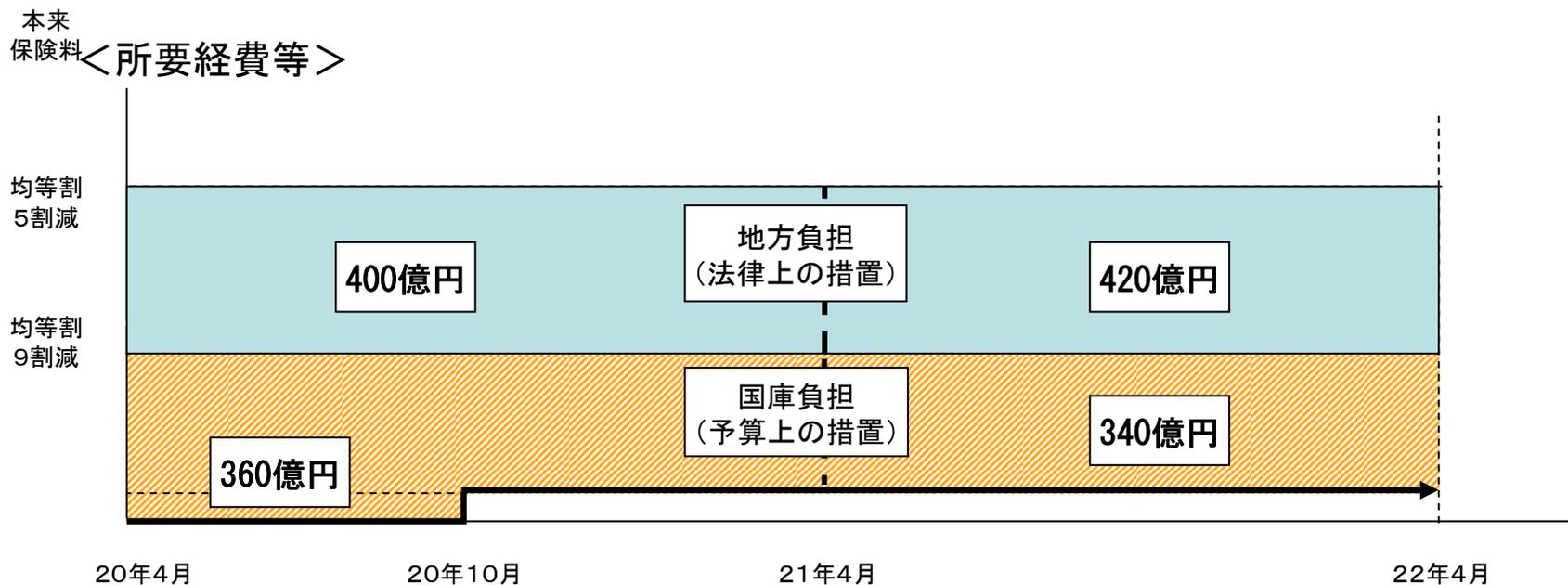


【平成20年4月～22年3月】  
(凍結後)



# 被用者保険の被扶養者からの保険料徴収の凍結について

- 被用者保険の被扶養者であった方については、制度加入時から2年間の軽減措置（均等割5割軽減）に加えて、
  - ・ 平成20年4月～9月の半年間は凍結し、
  - ・ 平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減した額としている。
- 平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に9割軽減の措置を継続する。



# 長寿医療制度に関する今後の動き

8月

9月

10月

11月～  
21年3月

4～6月

7月

8～9月

10月

口座振替  
への切替  
申出

申出期限  
8/25

## 10月の徴収開始に向けた広報の徹底

- ・市町村による小学校区単位での説明会実施
- ・政府広報の集中実施
- ・広域連合、市町村による被保険者への周知 等

口座振替  
での支払い  
開始

年金から  
の支払い  
10/15

- ・被扶養者からの徴収開始(約200万人、普通徴収を含む)
- ・未実施自治体(東京23区の一部、横浜市等)での年金からの支払い開始(約90万人)
- ・被用者保険の被保険者本人の年金からの支払い開始(約35万人)
- ・国保での年金からの支払い開始(約300万人)

- ①被扶養者の9割軽減の延長
- ②70歳から74歳の医療費自己負担増(1割→2割)の凍結を延長

低所得者に対  
する保険料の  
減額の通知

低所得者(7割軽  
減)からの保険料  
徴収の凍結

保険料徴収再開

7月から納付書等

10月から  
の年金から  
の支払い

保険料徴収再開(7割軽減対象者)  
に向けた広報の徹底

# 長寿医療制度の10/15に向けた広報の取組み

## 市町村によるきめ細かな住民説明会の実施

- ① 市町村が行う事務として「広報及び相談に関する事務」を位置付け(政令改正、7/25施行)
- ② 市町村が小学校区を基本としてきめ細かな説明会を実施するよう依頼(通知)(8/12)
- ③ 市町村が行う説明会に資するよう、次のようなDVD、リーフレット等を送付(8月～9月上旬)
  - ・ 舛添大臣、ジャーナリストによる長寿医療制度広報用DVD
  - ・ リーフレット「長寿医療制度について」
  - ・ 長寿医療制度に加入する前の状況に応じた被保険者別説明資料

※ 説明会実施に係る経費は、国からの補助により措置(補正予算においても必要経費を要求)

## 政府広報の計画的な実施

- ① 新聞折り込み広告(9/1、制度の内容・ねらい、改善策、10月からの被扶養者からの徴収、国保での年金からの支払いのお知らせ)
- ② 政府広報によるテレビ、ラジオ、新聞広告(9月下旬～10月上旬、10月からの被扶養者からの徴収、国保での年金からの支払いのお知らせ)

※ 市町村、広域連合においても、広報紙、被保険者へのお知らせの送付により地域の状況を踏まえた広報を実施中

<参考:これまで行ってきた政府広報>

- 新聞広告(6/28:長寿医療制度の説明(全面)、7/23:長寿医療制度の改善策(記事下))
- 政府広報テレビ「そこがききたい」舛添大臣インタビュー(8/10、17)

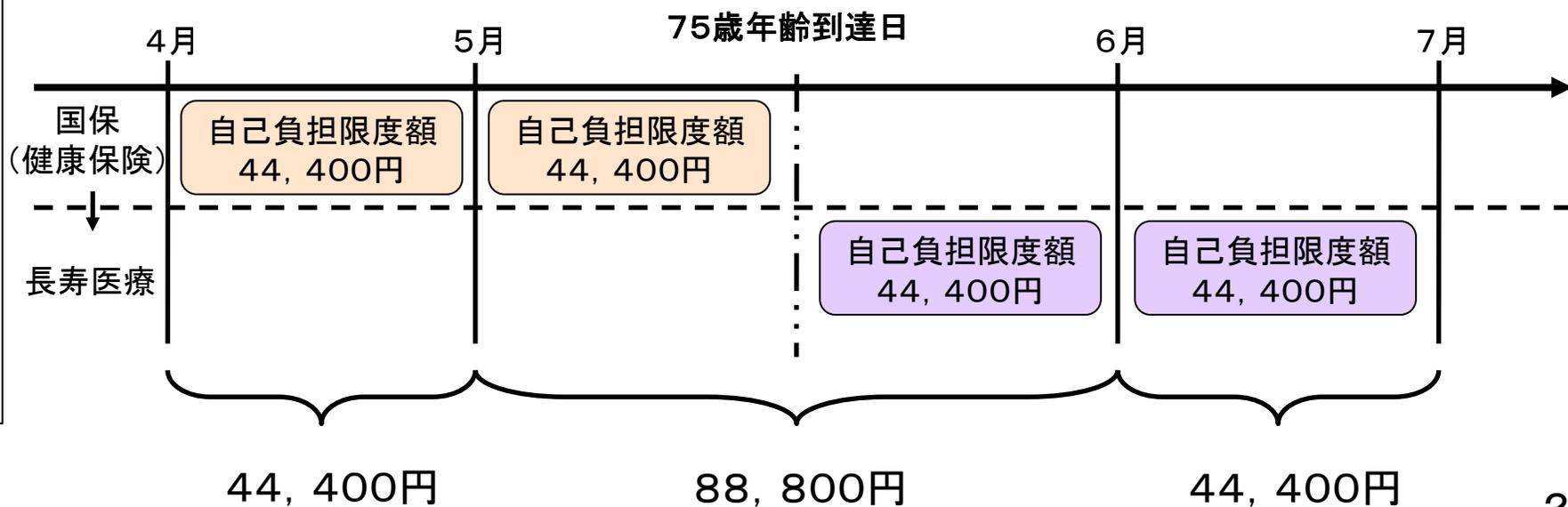
# 75歳到達月の患者負担の限度額が2倍となることについて

## 【概要】

月の途中で75歳の誕生日を迎えて長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる場合、それまで加入していた医療保険制度（国保・被用者保険）で自己負担限度額まで負担し、長寿医療制度でも自己負担限度額まで負担することとなることから、被保険者から見れば、一部負担金等の額が前月と比べて2倍となるが生じうる。

※ 6月12日の政府・与党とりまとめにおいても「加入関係の変化に伴う問題についても、併せて検討する。」とされており、早急な対応が求められている。

## 【現状】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



# 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

## 【対応案】

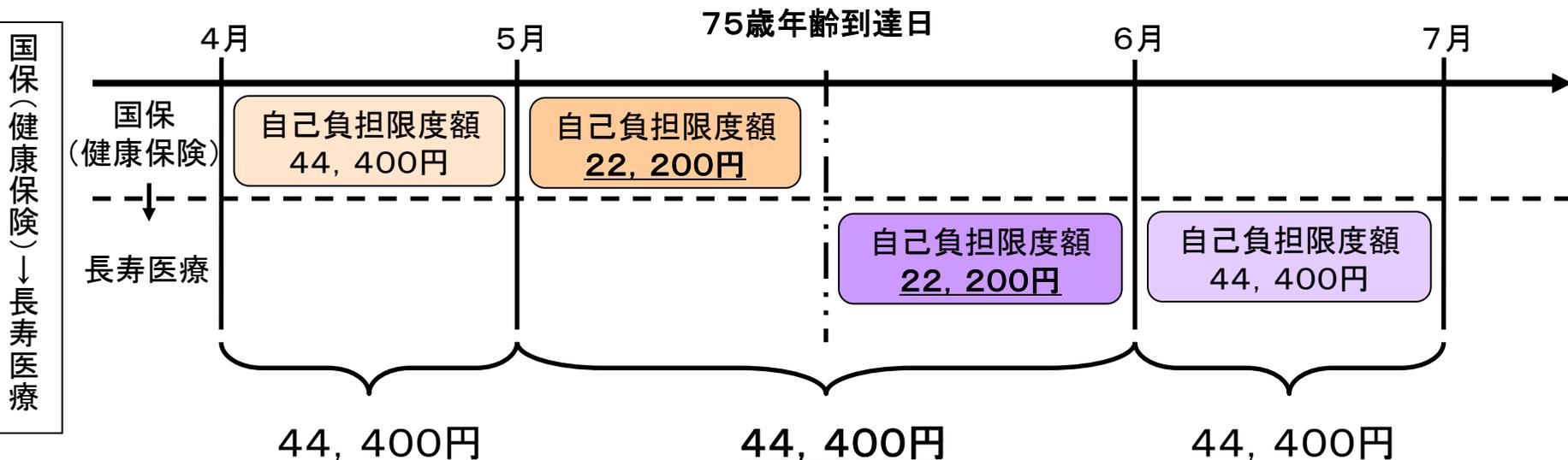
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に設定する。→（75歳到達月における自己負担限度額の特例）

これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中で75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消される。

## 【施行時期】

システム改修に要する期間等を考慮し、平成21年1月から施行する。なお、平成20年4月以降についても、同様の取扱いとすることとし、具体的な事務手続等をさらに詰める。

## 【具体例】（自己負担限度額の区分が一般の場合）



## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者の所得判定について

- 長寿医療制度の被保険者の一部負担金の負担割合は、1割であるが、現役世代と同様の負担能力を有する者については、現役世代と同じ3割としている。  
この負担能力の判定基準となる課税所得及び収入の基準は、
  - ① 世帯内に、**課税所得の額(広域連合が職権で判定)**(※1)が145万円以上の被保険者が一人でもいること、かつ、
  - ② **世帯に属する被保険者全員の収入の額(被保険者からの申請)**(※2)が、被保険者複数世帯 520万円以上(被保険者単身世帯 383万円以上)である。
- 負担能力の判定基準については、公平な判定を行うため、被保険者一人ひとりの課税所得を基本としている。  
しかしながら、税法上の控除の関係から、実際には、収入額が少ないにもかかわらず、課税所得が145万円以上となるケース(例:夫婦ともに無年金で、夫の給与収入のみ)が存在する。このようなケースを救済するため、課税所得だけでなく、収入による判定も行っているもの。
- その際、市町村民税が非課税であるため申告を要しない者については、広域連合が収入に関する情報を保有しないため、広域連合の職権で判定を行うことはできない。このため、被保険者からの申請によることとしている。

※1 課税所得:収入から公的年金等控除、基礎控除、給与所得控除等の住民税法上の控除金額を差し引いた額。

※2 収入:所得税法上の収入額であり、上記の控除金額を差し引く前の額。

# 長寿医療制度の創設により新たに現役並み所得者になる方への対応について

## 【問題の所在】

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設により、現役並み所得者の判定基準について、同一の世帯に属する被保険者のみの所得及び収入をもとに判定することとしたことに伴い、一部に現役並み所得者に移行する方が生じている。

## 〈対象者〉

- 課税所得145万円以上及び年収383万円以上であり、同一世帯に他の長寿医療制度の被保険者がいない者であって、かつ、その者及び同一世帯の70歳から74歳までの者の年収の合計が520万円未満のもの。

## 〈経過措置〉

- 平成20年8月からの2年間は、上記対象者は3割負担となるが、その者及び同一世帯に属する70歳から74歳までの者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、自己負担限度額について一般並みに据え置く経過措置を設けている。

※ 本経過措置の対象者数: 13, 866人(8月27日時点)。ただし、申請を行っていない者も一定数いると考えられる。

※ 平成20年4月～7月の間は、経過措置として、老人保健制度と同様に、同一世帯に属する70歳から74歳までの方(65歳以上で障害認定を受けている方を含む)の所得及び収入で判定。

## 【対応案】

- 上記対象者が、その者及び同一世帯に属する70歳から74歳までの者の年収の合計が520万円未満である旨の申請をすれば、1割負担となるよう政令改正を行う。

※ 被用者保険及び国保に加入する70歳から74歳までの方についても、同様の政令改正を行う。

※ 現在、平成20年8月からの経過措置の対象になっている者は、職権で1割負担の被保険者証を12月中に送付する。

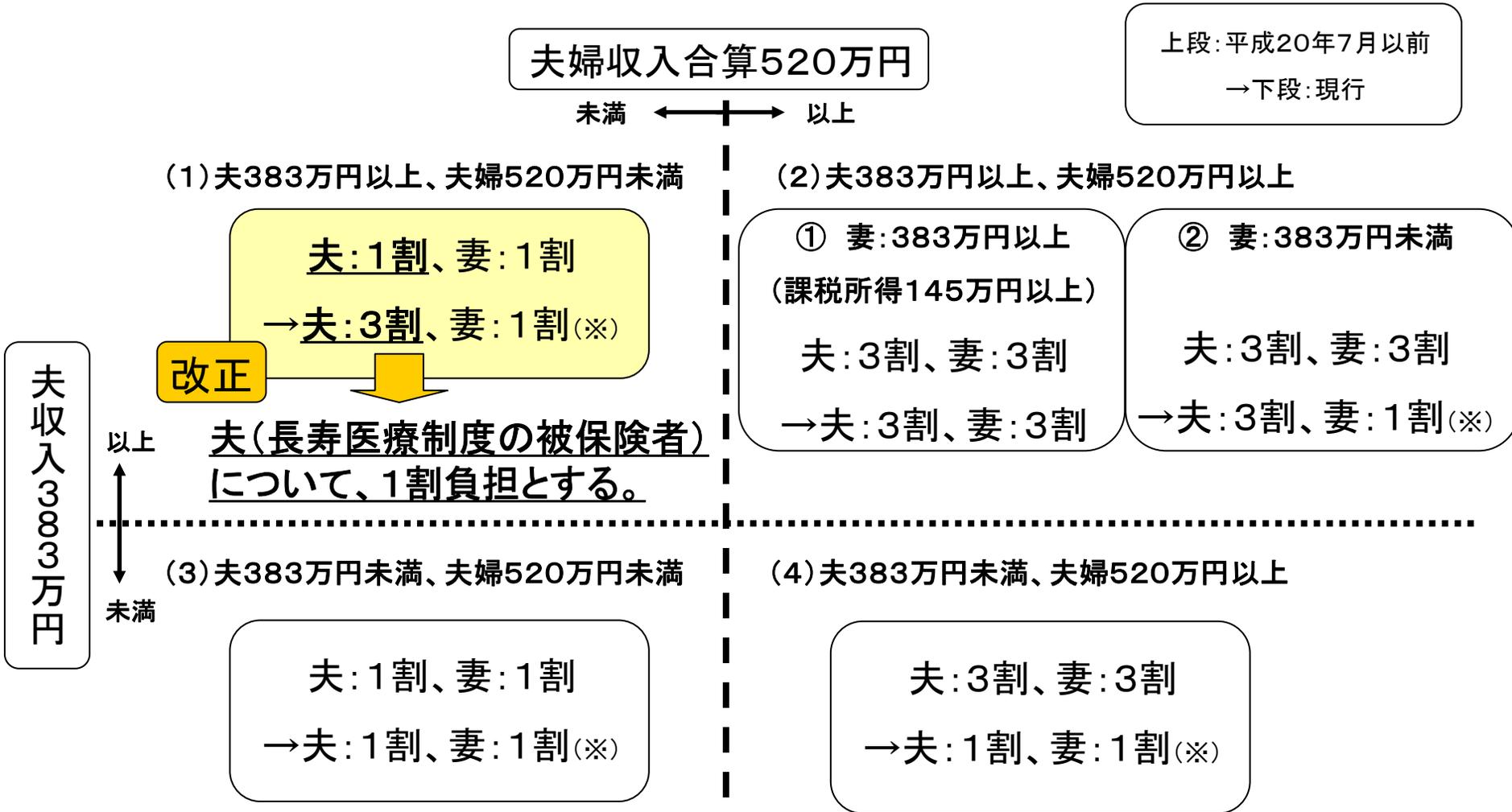
## 【施行日】

- 平成21年1月

	H20. 4～H20. 7		H20. 8～		H21. 1～
定率負担	1割		3割		1割
自己負担限度額	44, 400円		44, 400円		44, 400円
外来限度額	12, 000円		12, 000円		12, 000円

# 現役並み所得者の判定単位の変更(夫75歳以上、妻70歳～74歳で、夫の収入が高い場合)による影響

## 1. 夫の課税所得が145万円以上の場合



## 2. 夫の課税所得が145万円未満の場合 夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳～74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。

※ 妻の収入が高い場合についても同様。

# 現役並み所得者の判定単位の変更(夫70~74歳、妻75歳以上で、夫の収入が高い場合)による影響

## 1. 夫の課税所得が145万円(健保等については月収が28万円)以上の場合

夫婦収入合算520万円

未満 ← | → 以上

上段:平成20年7月以前

→下段:現行

(1) 夫383万円以上、夫婦520万円未満

夫:1割(※)、妻:1割

→夫:3割、妻:1割

改正

夫(国保、健保等の被保険者)について、1割負担とする。

(2) 夫383万円以上、夫婦520万円以上

① 妻:383万円以上

(課税所得145万円以上)

夫:3割、妻:3割

→夫:3割、妻:3割

② 妻:383万円未満

夫:3割、妻:3割

→夫:3割、妻:1割

夫収入383万円

以上

未満

(3) 夫383万円未満、夫婦520万円未満

夫:1割(※)、妻:1割

→夫:1割(※)、妻:1割

(4) 夫383万円未満、夫婦520万円以上

夫:3割、妻:3割

→夫:1割(※)、妻:1割

## 2. 夫の課税所得が145万円(健保等については月収が28万円)未満の場合

夫婦ともに1割負担のまま変更なし

※ 70歳~74歳の患者負担は、法令上2割負担であるが、平成20年度は1割負担のまま据え置いている。

※ 妻の収入が高い場合についても同様。